

国民健康保険

お問合せ
国保年金課国保係
☎ 885-0340 (内) 117

みんなで支え合う 国民健康保険

国民健康保険(国保)は、加入者の皆さんで支え合う相互扶助の制度です。国民健康保険税(国保税)の納付が困難な状況となった場合には、お早めにご相談ください。

国民健康保険税を納めずにいると…

《督促・催告があります》

村から督促や催告を受けたり、未納額に延滞金が加算される場合があります。

《督促後も滞納が続いたとき》

有効期間の短い「短期被保険者証」が交付されます。短期被保険者証とは、国保税の滞納が1年未満の場合に交付される有効期間の短い保険証です。給付は受けられますが、期限切れごとに保険証の交付を窓口で受けることとなります。また、その都度国保税を納めていただきます。

《1年以上滞納が続いたとき》

保険証を返還していただき、代わりに「被保険者資格証明書」が交付されます。被保険者資格証明書は、国保の被保険者の資格があることを証明するだけで、保険証のような効力はありません。しかし、資格が無くなるわけではないので国保税は課税されます。

なお、医療費はいったん全額を自己負担でお支払いいただいた後、村に申請していただくことにより、本来の自己負担分を差し引いた額が国保から支給されます。

◇資格証明書から通常の保険証に戻るためには…

次のいずれかの要件に該当すると、資格証明書から通常の保険証に戻ります。

- ・滞納している国保税をすべて納めた場合
- ・滞納額が著しく減少した場合
- ・滞納の事情が国保に認められた場合

《1年6カ月以上滞納したら》

高額療養費、葬祭費等を含めたすべての保険給付が一時差し止められます。また、差し止められた保険給付額が、滞納している国保税に充てられる場合があります。



～ 国民健康保険および後期高齢者医療保険の加入者の皆様へ ～

人間ドック・脳ドックの受診費用の一部を助成しています

美浦村では、国民健康保険(国保)および後期高齢者医療保険に加入されている皆さんの「疾病の早期発見・予防」のために、人間ドックと脳ドックの受診費用の一部を助成しています。

《対象者》 満40歳以上の国保加入者のうち国民健康保険税に未納がない世帯の方、もしくは後期高齢者医療保険加入者のうち後期高齢者医療保険料に未納がない方。

※現在医師の治療を受けている方等は、医師に相談のうえ、お申し込みください。

▶助成額 人間ドック…20,000円、脳ドック…30,000円

▶申込方法 被保険者証・印鑑・総合健診受診券をお持ちのうえ、役場国保年金課窓口へ直接お申し込みください。電話での申込みはできません。

▶利用できる健診機関 霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター、土浦協同病院予防医療センター、つくば総合健診センター、牛久愛和総合病院総合健診センター、龍ヶ崎済生会総合健診センター、つくばセントラル病院健診センター

▶受付期間 平成29年3月31日(金)まで ※土・日曜日、祝日は除きます。

▶受診可能期間 平成29年3月31日(金)まで

※定員を超えると助成が受けられない場合がありますので、お早めにお申し込みください。

◇問合せ 役場国保年金課☎885-0340 (内線) 116・117